

令和2年7月1日

都市公園使用料等を還付できる場合の例

1号（使用者の責めに帰することのできない理由があるとき）

①公園施設（自動販売機・管理用倉庫など）設置使用料

○	自動販売機設置の許可を受けた者が地震等が原因で引続き同じ設置場所に設置することが困難となった場合
×	暴風により自動販売機の電気引込線が断線し、一時的に使用ができない場合

②公園内行為（行商、撮影など）使用料

○	新型コロナウイルス感染予防対策として、市が公園内でのキッチンカーの出店（行商）を禁止した場合
○	市が主催、共催等するような大規模イベントが荒天により中止となり、出店（行商）できなかった場合
○	イベント前日に大規模地震が発生し、公園が避難場所として使用されている場合
×	使用日が雨であったため、利用客が見込めないことからキッチンカーの出店（行商）を取り止めた場合

③占用料（電柱など）

想定無し。

×	地震により電柱が倒壊した。 ※既に設置してある占用物件については、返還しない。
---	--

④八千代総合運動公園多目的広場夜間照明施設使用料

○	サッカーで使用するため18時から21時までの使用として、総合運動公園多目的広場夜間照明施設の使用料を支払ったが、使用中に照明が故障し、照明が使用できなくなった場合。
---	--

2号（使用等の前に既許可の取消しを申し出てその取消しに相当の理由があるとき）

①公園施設（自動販売機・管理用倉庫など）設置使用料

○	自動販売機設置に係る施設設置の許可を取得後、設置工事前に地震による地割れが発生し、当該予定地に設置できないと申し出た場合
---	--

②公園内行為（行商、撮影など）使用料

○	土日にキッチンカーによる出店（行商）を行うため、2週間前に内行為の許可を取得したが、予定していた日に台風の接近が予想されているため、出店予定日2日前になって出店を取り止めたいと申し出た場合
×	土日にキッチンカーによる出店（行商）を行うため、2週間前に内行為の許可を取得したが、出店者が風邪を引いたため、出店予定日2日前になって出店を取り止めたいと申し出た場合
×	2週間前に内行為の許可を取得したが、撮影予定日が雨予報となったため、雑誌のグラビア撮影を取り止めたいと申し出た場合

③占用料（電柱など）

○	電柱設置に係る占用の許可取得後、設置工事前に地震による地割れが発生し、当該予定地に設置ができなくなったと申し出た場合
---	--

④八千代総合運動公園多目的広場夜間照明施設使用料

想定無し。